

## 報告第5号

### 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

## 専決処分第6号

### 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年3月16日

幕別町長 飯田 晴義

### 損害賠償の額を定めることについて

幕別町は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

#### 1 理由

令和7年8月22日午後8時45分頃、ナウマン公園キャンプ場第1キャンプ場の斜面において、相手方が駐車場からテントに戻ろうとしたところ排水施設の点検口の蓋が破損していたために空いた穴に左足がはまり、左足首靭帯を損傷する事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものとする。

#### 2 損害賠償額

38,648円

3 損害賠償の相手方  
帯広市在住の方